



確定申告の相談を受け付ける(足立支部)

確定申告がスタート 対策は東京土建に相談しよう

税金経営対策部専従常任担当中執 山本 高明

「昨年10月より税務調査が増加中。 調査への対応は必ず組合へ相談しよう」

税務署は昨年9月までは実地調査を控えていましたが、10月1日より国税庁の方針により調査を再開し増加傾向にあります。特に重点的に狙われるのが、所得税と消費税の無申告者、富裕層、海外投資、インターネットによる取引を行なっている事業者などです。ある国税局では、消費税の潜在的な事業者が多く存在するとして、ボーダーライン層と呼ばれる売り上げ850万円～1000万円以下の納税者に文書照会(お尋ね文書)を送り、応じない納税者について実地調査を行なう方針を掲げています。また、建設関係の業種は申告漏れが多い上位10業種に、4業種も入っている事から見れば、調査の重点業種になっている事が考えられます。税務署から調査の通知やお尋ね文書が来たら、すぐに組合の事務所へご相談ください。

「申告納税制度は憲法に 基づき認められた国民の権利」

申告納税制度は歴史的に税金が時の権力者によって、一方的に課せられ庶民を苦しめてきた事を反省し、憲法に定められた国民の権利です。主権者の国民が自分の税金を自ら計算し申告・納税することで政治に参加する意義もあります。

また、国税通則法第16条では「納付すべき税額が納税者の申告により確定することを原則とする」と定めています。「自主記帳」「自主計算」「自主申告」は申告納税制度の基本であり原則です。日々の記帳は資料を整理し、組合で斡旋している「所得計算書」、建設職人の所得とりまとめ帳を利用すると計算も容易になります。また、日々の記帳を行なう事で自分の経営状況を把握することができ、税務調査を受けた時なども最大の武器になります。納税者の権利を守る組合の税金相談会に参加しましょう。

確定申告が始まりました。今年は2月16日から3月15日までの期間となっています。税額を計算し、それを納めるこの機会に、申告納税制度が作られた意味、自らが納めた税金がどのように使われているのかなどに、思いを巡らしてみたいものです。またインボイス制度など、重大な制度改悪が進められています。組合員の皆さんは、所属の支部で開催されている税金相談会に参加し、納税者の権利をよく理解して適正な納税をしましょう。

「消費税の適格請求書等保存方式 (インボイス制度)とは」

2023年10月1日より導入予定のインボイス制度は、消費税の税額計算(一般課税を選択している事業者)で、仕入れにかかる税額を控除するための書類として、インボイスの登録番号の記載がある請求書等(適格請求書等)以外は、税額控除ができなくなるというものです。インボイス制度の登録は消費税課税事業者のみに認められるため、下請の消費税免税事業者は①取引から排除される事、②消費税課税事業者になってインボイスの登録を強制される事、③消費税分の価格の値引きを強要される事などが懸念されます。

また、下請の免税事業者を多く使う事業者は、下請が適格請求書の発行ができない場合、納税する消費税額が大幅に上がる事が想定されます。

インボイスの登録受付はすでに開始されていますが、2023年10月からの登録の期限は、2023年の3月31日までとなっているので、慌てて登録する必要はありません。しかし、今後自分にどのような影響があり、どのような対応が必要か、組合の相談会で相談する事をすすめます。

「コロナウイルスによる影響を受けた 事業者の確定申告留意点は」

①確定申告の期限は通常3月15日までですが、コロナウイルス感染症の影響により、期限までに申告・納付等することができないと認められるやむを得ない理由がある場合には、所轄税務署長に申請し、承認を受けることにより、その理由が収まった日から2カ月以内の範囲で個別に期限延長が認められます。

②コロナウイルス感染症等で国等から支給される助成金等の課税関係(右の一覧表を参照)。

名称	課税		
	法人税	所得税	消費税
新型コロナウイルス感染症対応休業支援金	—	×	×
新型コロナウイルス感染症対応休業給付金	—	×	×
子育て世代への臨時特別給付金	—	×	×
低所得者のひとり親世帯への臨時特別給付金	—	×	×
持続化給付金	○	○	×
家賃支援給付金	○	○	×
東京都の感染拡大防止協力金	○	○	×
雇用調整助成金	○	○	×
小学校休業等対応助成金	○	○	×
小学校休業等対応支援金	○	○	×
一時支援金	○	○	×
月次支援金	○	○	×
簡素な給付措置(臨時福祉給付金)	×	×	×

以下は一時所得になるもの。ただし特別控除50万円以下は課税されない
 持続化給付金(給与所得者向け)・GoToラベル事業における給付金・
 GoToイート事業における給付金・GoToイベント事業における給付金・
 すまい給付金・地域振興券

※その他の助成金等の課税関係は支給元に確認が必要です

- 事業者向けは、事業所得(雑収入)でありすべて事業税の対象
- 給与所得者向けは、一時所得
- 雑所得者向けは、雑所得

「消費税率を5%に引き下げ インボイス制度の導入阻止を」

コロナウイルス感染症の拡大は長期化し、経済の悪化、とりわけ中小事業者の仕事と暮らしを直撃しています。コロナ禍で世界の国々は経済対策として様々な政策を行っていますが、特に「付加価値税」(日本でいうところの消費税)を減税している国と地域は72カ国にもものぼります。長引く不況対策に消費税の減税は非常に効果的です。

また、その財源はこの間、株価の高騰で金融資産を貯めこみ続けている、大企業や高額所得者に求める事も世界的な流れになりつつあります。また、中小事業者に過度の負担をあたえるインボイス制度の導入についても、様々な業界から疑問の声が上がってきています。今、日本の政策に求められるのは消費税を5%に引き下げて、中小事業者いじめのインボイス制度の導入中止をする事です。組合で集める署名に皆さんもご協力ください。



インボイス導入の見直しを求める街頭宣伝

「電子帳簿保存法の 改正への対応は必要か?」

電子帳簿保存法が改正され、2022年1月より、いくつかの要件が変更になっています。その中で多くの事業者に関わるのが「電子取引」に関する改正です。「電子取引」とは請求書や領収書データの電子メールでの受領や、インターネット上からのダウンロードによる受領、クラウドサービスやDVDなどの記録媒体を介しての受領などが該当します。これらの「電子取引」行なった場合、その請求書や領収書の紙での保存は認められず、電子データでの保存のみを認めるというものです。この改正で罰則などの規定は明確ではありませんが、急な法改正だったため混乱が広がり、政府は急きょ、1月からの施行を2年間猶予する事としました。しかし、メールでの請求書のやり取りなど「電子取引」については、今後、改正法への対応を検討する必要がありますので、組合までご相談ください。